

22監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年5月25日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月2日

福岡市監査委員 おばた 久 弥  
 同 黒 子 秀勇樹  
 同 石 井 幸 充  
 同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

20監査公表第13号（平成20年9月11日付 福岡市公報第5576号 公表）分

・・・1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

20監査公表第13号（平成20年9月11日付 福岡市公報第5576号 公表）分

2 テーマ監査

環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>「福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会負担金」の交付先団体の出納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>市は負担金の交付に当たっては、交付先団体の事務が交付の目的に従って効率的に行われ、その成果が交付決定の内容に適合するものであることを確認する必要がある。しかしながら、平成19年度「福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会負担金」の交付先団体の事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>交付先団体の事務局が環境局内にあることから、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>ア 交付先団体の事業の一つとして「川の自然観察会」を実施しているが、当該事業は、各構成団体が個別に実施しており、協議会の事業としての相互関連づけが不十分であった。当協議会の設立目的に応じた効果</p>	<p>当協議会を構成する都市圏南部地区5市1町で協議の結果、「川の自然観察会」を実施する当協議会については20年度末をもって廃止し、21年度からの「川の自然観察会」については、必要性に応じ各市町が個別に実施することとした。</p>

的な事業のあり方について検討すべきである。	
-----------------------	--